

国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入の皆様へ

～こんなときは、役場に届出が必要です～

こんなとき	手続きに必要なもの	
	国民健康保険加入者	後期高齢者医療加入者
他の市区町村から転入したとき	転出証明書	転出証明書・負担区分証明書（前住所地で申請し、交付を受けた場合）
転出・転居・世帯変更するとき 世帯主や氏名が変わったとき	保険証	保険証
修学のため別に住所を定めるとき	保険証・在学証明書	
社会保険を脱退したとき	社会保険を脱退した証明書	
社会保険に加入したとき	国保・社保両方の保険証	
子どもが生まれたとき	保険証・母子健康手帳	
加入者が死亡したとき	保険証・死亡を証明するもの	保険証・死亡を証明するもの
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	保護廃止決定通知書
生活保護を受けるようになったとき	保険証・保護決定通知書	保険証・保護決定通知書
退職者医療制度の対象となったとき	保険証・年金証書	
65歳以上75歳未満の方で一定の障害の状態になったとき（老人保健への変更手続）	年金証書・身体障害者手帳・医師の診断書等障害の程度を確認できる書類・保険証	
交通事故など第三者から傷害を受け保険証を使用したとき	保険証・交通事故の場合事故証明	保険証・交通事故の場合事故証明
保険証を紛失したとき	自分の身分を証明するもの	自分の身分を証明するもの

※必ず該当する方の印鑑を持参してください。代理申請の場合は、代理の方の身分を証明するものも持参してください。各種届出は最寄りの総合支所および出張所で手続きできます。

◆問い合わせ／医療保険課 ☎ 77 - 5502

福祉医療（重度、心身障害者医療）について
後期高齢者医療制度への移行に伴う注意事項

重度心身障害者医療は、65歳以上の重度心身障害者の方については、医療保険制度の補完の観点から、老人保健制度により医療給付を受けている方を助成対象としています。

平成20年4月から、新たに実施される後期高齢者医療制度においても、老人保健制度と同様、65歳から74歳までの重度障害者の方も医療の給付を受けられることから、後期高齢者医療制度の被保険者となる方を重度心身障害者医療の助成対象とします。

注意事項

○受給者証について

現在お持ちの受給者証は、次回の更新時（平成20年6月30日）まで使用できますので、後期高齢者医療制度への移行に伴う手続は不要です。

○医療機関等の受診について

受診の際には、必ず、「後期高齢者医療の被保険者証」と併せて、受給者証を窓口に表示してください。

○その他

ただし、次の方につきましては、役場福祉課にご相談ください。

① 医療機関や老人保健福祉施設等に入所等されている方で、国民健康保険の「住所地特例」を受けておられる方

② 平成20年3月から同年6月末までの間に、65歳となられる方で、引き続き、重度心身障害者医療の助成を希望される方

■問い合わせ／福祉課 ☎ 77 - 5505